

文部科学省認定社会通信教育の教材変更等に係る 書面による議決について

- 1 「学校法人日本放送協会学園」が開講している「川柳入門」の課程名及び教材変更と「一般社団法人全国農協乳業協会」が開講している「乳業製造技術通信教育」の教材変更について、平成25年秋からの講座開始に向けて平成25年2月に許可申請がなされた。
- 2 教材変更等の許可にあたっては、社会教育法第55条第2項及び第51条第3項の規定に基づき文部科学大臣から中央教育審議会への諮問及び答申が必要であるが、両法人は6月から受講生募集準備を開始する予定であることから、それ以前に教材変更等に係る諮問及び答申が必要となっている。
- 3 本年3月29日に改訂された生涯学習分科会運営規則第2条第1項では、事案の概要を記載した書面を委員に送付しての意見徴取を通じた分科会の議決が可能とされた。
- 4 今回の案件については、2に記載した事情等に鑑み、両法人の教材変更等に係る文部科学大臣からの諮問及び答申については、書面による議決で行うこととしたい。

(参考)

生涯学習分科会運営規則（平成25年3月29日中央教育審議会生涯学習分科会決定）

第2条 分科会長はやむを得ない理由により分科会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果を以て分科会の議決とすることができる。

2 前項の規定により議決を行った場合は、分科会長が次の会議において報告しなければならない。

社会通信教育について

1 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

平成25年3月現在、実施団体数は27団体、111課程である。

2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。

3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。廃止又は条件変更の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区 分	実施団体数	課 程 数	年間受講者数
事務系課程	9	36	22千人
技術系課程	7	31	3千人
生活技術・教養系課程	11	44	26千人
計	27	111	51千人

※実施団体数及び課程数は平成25年3月現在。受講者数は平成24年間の数。

4 社会通信教育の認定等の手続

